

第2回進協議会における各委員からのご意見及び対応

| 第2回協議会資料 | | 意見内容 | 対応 |
|---------------------------|--------------------------|---|--|
| 資料No ページ | 見出し | | |
| 資料3 P32 | 換気の悪い密閉空間を改善するための換気対策の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ・1000ppmについて、計画の中でも認知していることを記載してほしい。 ・既存建築物だけでなく、これから新築する人に対して、ビル管法や厚労省の指針等あるがこころへの考え方でないかということを経営で触れてほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・換気量等を示した厚労省リーフレット（抜粋）を掲載します。 ・また、普及啓発の対象に建築主を追記します。 （参考資料2 P33参照） |
| 資料2 P2 (資料3 P30) | 建築基準法改正への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・法改正は規制の合理化というトーンだが、規制を強化するような取組に違和感がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者等への普及啓発の取組は、取組としては、法改正前からも行っているところです。 ・平成30年建築基準法改正への対応の取組については、国の技術的助言を踏まえて、防火・避難上の安全性の確保の観点から、維持管理状況についての報告を求めることとしました。 |
| 資料2 P4 (資料3 P49) | 建築行政におけるBIMの活用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・取組の記載の順番を入れ替えた方がよい。 ・BIMの活用が建築行政手続きのデジタル化のハードルになる懸念がある。建築確認のデジタル化を行うことを明確にした方が良く、BIMの建築行政（建築生産行政かもしれないが）への活用も含めて、並行して進めていくといったスタンスが良いのではないかと。 | <ul style="list-style-type: none"> ・記載の順番を入れ替えます。（参考資料2 P50参照） |
| 資料3 P13 | 風水害への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ライフラインが一定期間使用不能」→「長期にわたり」にした方が被害の実態に合っている。 | <p>「電源設備が浸水したことにより、一週間以上電気や水道などのライフラインが使用不能」に改めます。（参考資料2 P13参照）</p> |
| 資料3 P39 | 建築物の浸水対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気室を地上に設置する場合は容積率を緩和（不算入）してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国や区市とともに検討していきます。 |
| 資料3 P50 | 建築物の用途変更等の円滑化 | <ul style="list-style-type: none"> ・国は規制の合理化を行ったが、一部の用途変更で建物全体に遡及するなど問題が残っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・用途変更に際して、建築基準法など法令にかかわる課題等についてJCBAとも連携して引き続き検討します。 |
| 資料3 P26 | 建設業者の業務の適正化 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生マネジメントシステムに係る国際規格ISO 45001が発効されたが、参考に、労働安全衛生マネジメントシステムも記載した方がよい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ISO045001は、労働安全衛生マネジメントシステムに関する規格で、2018年3月に発効した新しい国際規格です。 ・ISOの認証取得には準備や登録審査に相当な時間と費用が必要になるため、認証を取得するかどうかは個々の事業者が独自に判断するもので本計画への反映は難しいと考えます。 |

| 第2回協議会資料 | | 意見内容 | 対応 |
|-------------|------------------------|---|---|
| 資料No ページ | 見出し | | |
| 資料3 P30 | 平成30年建築 基準法改正関 連 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設等の記載があるが、福祉施設への対応は感染爆発がおこる前後で対応が変わっても良いのではないか？今は高齢者がなかなか病院へも行けない状況。高齢者・災害弱者に対して、建築物についても、ウイルスの観点も加味してほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 今回のコロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、建築基準法に関する国の動向を注視していきます。 |
| 資料3 P39 | 建築物におけ る風水害対策 | <ul style="list-style-type: none"> 災害は、去年大丈夫だったとしても、次も大丈夫とはいえない。より安全サイドの対応を計画に入れてほしい。 他県で一定の基準を満たした送電鉄塔が倒れた。地域によって、強風・浸水等のリスクは異なる。一律の基準でなくきめ細やかな基準をつくってほしい。 | <ul style="list-style-type: none"> 水害については、2月2日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、その中で、特定都市河川浸水被害対策法において「浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認」とされており、法改正の動きを注視し、国と連携して対応してきます。 風害については、建築基準法では、その地方における過去の台風の記録に基づいた風速をもとにした設計基準を設定していますが、水害のような、いわゆる危険地域のようなものではありません。 大規模な被害が生じた場合、国は、調査を行い、必要に応じて基準の見直しを行っています。 ゴルフ練習場の鉄柱の倒壊被害に関する国の調査では、いずれの地点においても、法で想定している風速を超えるものはなく、被害が生じた鉄柱は、いずれも被害発生時にネットを下ろしていなかったこと、また、鉄柱を増設した部分に被害が集中したとの報告がなされています。 都では、ゴルフ練習場所有者に対し、劣化等の調査、強風時の安全対策の実施等について要請を行うとともに、建築物の外部に設ける工作物や建築設備についても支持部の劣化等により強風時等に脱落、転倒等がないよう適切な設置及び維持管理について建物所有者等に対して周知を図り、その旨、計画に反映しました。（参考資料2 P40参照） |
| 資料3 P39 | 建築物の強風 対策 | <ul style="list-style-type: none"> 屋根瓦の飛散について、瓦の緊結はよいが、問題は瓦が飛散した後、職人不足で長い間建物がそのまま放置されていた。技術者の育成も考えた方がよい。 | <ul style="list-style-type: none"> 災害復旧については本計画の対象ではないので、計画への反映が難しいところですが、問題意識としては防災行政担当部局とも共有していきます。 |
| 資料3 P30 | 建物所有者等 への普及啓発 | <p>「建物所有者等」について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現実の所有者は2分化している。しっかりした施主もいれば、不動産を購入することだけに興味をもつ所有者もいる。そのような人に普及啓発しても効果がない。確認申請不要なリフォームに付け込んで悪質リフォーム業者も存在し、その対策もなんらか検討いただけると、この普及啓発も意味が出てくると思う。 | <ul style="list-style-type: none"> 資料3P6では「建物所有者又は管理者（以下「建物所有者等」という。）」と定義しています。所有者と管理者が異なる場合は、管理者に対し、普及啓発を行うよう考えています。 また、関係部局等とも連携して、リフォーム事業者等に注意喚起する旨を計画に反映します。（参考資料2 P30参照） |